主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三七条一項違反をいうが、弁論再開決定のように、訴訟 手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服 を申し立てることができない決定」にあたらないのであるから、本件抗告は不適法 である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四四年一〇月九日

最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
郎	俊	江	入	裁判官
郎	_	田	松	裁判官
誠		田	岩	裁判官
- 郎	健	隅	大	裁判官